

法令名	消防法
根拠条項	第11条第1項
許認可等の種類	危険物施設の設置・変更の許可
法令の定め	<p>第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>(1) 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。)当該市町村長</p> <p>(2) 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。)当該区域を管轄する都道府県知事</p> <p>(3) 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所当該市町村長</p> <p>(4) 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(2以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)</p>
審査基準	<p>次に示す条件を満足する場合に許可をする。</p> <p>1 消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。</p> <p>(1) 危険物の規制に関する政令第18条の2、第20条から第22条まで</p> <p>(2) 危険物の規制に関する規則第28条の3から第28条の53まで、第29条から第38条の3まで</p> <p>(3) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条から第68条まで</p> <p>2 現在においては予想できない特殊な危険物貯蔵方法又は取扱方法が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障ないと判断された場合</p>
標準処理期間	<p>総期間 14日・丹(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第11条第5項
許認可等の種類	危険物施設の完成検査
法令の定め	<p>第11条</p> <p>5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p>
審査基準	<p>次に示す基準を満足する場合に、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合している(完成検査に合格した)と認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の規制に関する政令第18条の2、第20条から第22条まで 2 危険物の規制に関する規則第28条の3から第28条の53まで、第29条から第38条の3まで 3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条から第68条まで
標準処理期間	<p>総期間 7日・丹(注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号: 011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法令名	消防法
根拠条項	第11条第5項ただし書
許認可等の種類	仮使用の承認
法令の定め	<p>第11条</p> <p>5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p>
審査基準	<p>仮使用の承認にあたっては、次の事項を審査基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事場所は、工事に必要な十分な広さを保有していること。 2 火気又は火花を発生する器具を使用する工事若しくは火花の発生するおそれのある工事を行わないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。 3 工事現場及び仮使用部分における防火管理が十分に行われていること。(保安監督者の立会等) 4 工事の際は、仮使用部分の設備、配管の保護及び養生の安全確保が十分なされていること。 5 その他火災予防上安全な措置が講じられていること。
標準処理期間	<p>総期間 14日・丹(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第12条の7第2項
許認可等の種類	危険物保安統括管理者の選任・解任
法令の定め	第12条の7 2 製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物保安統括管理者を定めたときは、遅延なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
審査基準	次に示す基準を満足する場合に、危険物保安統括管理者と認める。 ・危険物の規制に関する政令第30条の3第3項の規定に定める者
標準処理期間	総期間 7日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第13条第2項
許認可等の種類	危険物保安監督者の選任・解任
法令の定め	<p>第13条</p> <p>2 製造所、貯蔵所及び取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物保安監督者を定めたときは、遅延なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様である。</p>
審査基準	<p>次に示す条件を満足する場合に危険物保安監督者と認める。</p> <p>1 消防法第13条第1項の規定に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。）で六ヶ月以上危険物取扱いの実務経験を有するもの。
標準処理期間	<p>総期間 7 日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ（電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法	
根拠条項	第13条の2第3項	
許認可等の種類	危険物取扱者免状の交付	
法令の定め	第13条の2 3 危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。	
審査基準	次に示す条件を満足するものに、危険物取扱者免状を交付する。 1 北海道知事が実施した危険物取扱者試験又は、北海道知事が行わせた指定試験機関において実施した危険物取扱者試験に合格している者であること。 2 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反し、危険物取扱者免状の返納を命ぜられた者は、その日から起算して1年を経過した者 3 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過した者	
標準処理期間	総期間	8日・丹(注: 休日は含まない。)
	経由機関	日・月()
	協議機関	日・月()
	処分機関	日・月()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ	(電話番号: 011-204-5009(直通))
申請先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部	(電話番号: 011-205-5371)
問い合わせ先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部	(電話番号: 011-205-5371)
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsudoku.htm	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第 13 条の 3 第 4 項
許認可等の種類	危険物取扱者試験（甲種危険物取扱者受験資格）
法令の定め	<p>第 13 条の 3</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者</p> <p>(2) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後 2 年以上危険物取扱の実務経験を有する者</p>
審査基準	<p>未設定イ</p> <p>該当条文：消防法 13 条の 3 第 4 項及び 危険物の規制に関する規則（総務省令）第 53 条の 3</p> <p>※当該試験は北海道も含めて全国的に（一財）消防試験研究センターに事務委託を行い実施しており、当該センターにおいて願書受付期間等のスケジュール管理を行っていることから、道においては標準処理期間を設定していない。</p>
標準処理期間	<p>総期間 7 日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ（電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	（一財）消防試験研究センター北海道支部（電話番号：011-205-5371）
問い合わせ先	（一財）消防試験研究センター北海道支部（電話番号：011-205-5371）
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

法令名	消防法
根拠条項	第14条の2第1項
許認可等の種類	予防規程の認可・変更認可
法令の定め	第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
審査基準	次に示す条件を満足する場合に認可をする。 1 総務省令（危険物の規制に関する規則第60条の2）に定める事項が明確であること。 2 消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していること。 （1）危険物の規制に関する政令第24条、第25条、第27条第6項第3号 （2）危険物の規制に関する規則第40条の4 3 火災の予防のために適当であること。 （1）平常時における危険物の取扱方法 （2）緊急時における危険物の取扱方法 4 予防規定の認可について（昭和40年11月2日付け自消丙予発第178号）で定める事項
標準処理期間	総期間 15日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ （電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第14条の3第1項
許認可等の種類	定期保安検査
法令の定め	第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。
審査基準	次に示す基準を満足する場合に、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合している(保安検査に合格した)と認める。 1 危険物の規制に関する政令第18条の2、第20条から第22条まで 2 危険物の規制に関する規則第28条の3から第28条の53まで、第29条から第38条の3まで 3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条から第68条まで
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。 經由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号: 011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第17条の7第1項
許認可等の種類	消防設備士免状の交付
法令の定め	第17条の7 消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。
審査基準	次に示す条件を満足するものに、危険物取扱者免状を交付する。 1 北海道知事が実施した消防設備士試験又は、北海道知事が行わせた指定試験機関において実施した消防設備士試験に合格している者であること。 2 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反し、消防設備士免状の返納を命ぜられた者は、その日から起算して1年を経過した者 3 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過した者
標準処理期間	総期間 8 日・丹 (注：休日は含まない。) 經由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号：011-204-5009(直通))
申請先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部 (電話番号：011-205-5371)
問い合わせ先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部 (電話番号：011-205-5371)
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法
根拠条項	第17条の8第4項
許認可等の種類	消防設備士試験（甲種消防設備士受験資格）
法令の定め	<p>第17条の8</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。</p> <p>(1) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者</p> <p>(2) 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上工事整備対象設備等の整備（第17条の5の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして総務省令で定める者</p>
審査基準	<p>未設定イ</p> <p>該当条文：消防第17条の8第4項及び消防法施行規則第33条の8</p> <p>※当該試験は北海道も含めて全国的に（一財）消防試験研究センターに事務委託を行い実施しており、当該センターにおいて願書受付期間等のスケジュール管理を行っていることから、道においては標準処理期間を設定していない。</p>
標準処理期間	<p>総期間 7日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ（電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	（一財）消防試験研究センター北海道支部（電話番号：011-205-5371）
問い合わせ先	（一財）消防試験研究センター北海道支部（電話番号：011-205-5371）
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsudoku.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	消防法施行令	
根拠条項	第36条の6第1項	
許認可等の種類	消防設備士免状の再交付	
法令の定め	第36条の6 免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、総務省令で定めるところにより、当該免状の交付又は書換えをした都道府県知事にその再交付を申請することができる。	
審査基準	次に示す事項を満足する場合に消防設備士免状の再交付をする。 1 再交付を受けようとする消防設備士免状が、北海道知事が交付又は書換えをした免状であること。 2 再交付を受けようとする申請者が、当該消防設備士免状の交付を受けた者であること。 3 再交付を受けようとする理由が、消防設備士免状の亡失、滅失、汚損又は破損によること。	
標準処理期間	総期間	8 日・丹 (注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月 ()
	協議機関	日・月 ()
	処分機関	日・月 ()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ	(電話番号：011-204-5009(直通))
申請先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部	(電話番号：011-205-5371)
問い合わせ先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部	(電話番号：011-205-5371)
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	危険物の規制に関する政令
根拠条項	第8条第4項
許認可等の種類	完成検査済証の再交付
法令の定め	第8条 4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。
審査基準	次に示す事項を満足する場合に完成検査済証の再交付をする。 1 再交付を受けようとする完成検査済証が、北海道知事交付のものであること。 2 完成検査済証の再交付を受けようとする申請者が、当該完成検査済証の交付を受けた者又はその承継者（消防法第11条第6項に該当する承継者をいう）であること。 3 再交付を受けようとする理由が、完成検査済証の亡失、滅失、汚損又は破損によること。 4 完成検査済証を汚損し、又は破損したことにより再交付の申請をする場合は、申請書に当該完成検査済証を添えて提出しなければならないこと。
標準処理期間	総期間 7 日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ （電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法令名	危険物の規制に関する政令
根拠条項	第8条の4第2項
許認可等の種類	保安検査時期の変更
法令の定め	<p>第8条の4</p> <p>2 法第14条の3第1項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第14条の3第1項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第3号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）完成検査（法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。次号から第4号までにおいて同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して8年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める10年又は13年のいずれかの期間）を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間</p> <p>(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間</p> <p>(3) 特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して13年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間</p> <p>(4) 移送取扱所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第14条の3第1項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日前1月目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1月を経過する日までの間</p>
審査基準	保安検査時期の変更事由が、危険物の規制に関する規則第62条の2に掲げる事由に該当し、かつ希望検査時期が適当であると認める場合。
標準処理期間	<p>総期間 10日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ（電話番号：011-204-5009(直通)）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsudoku.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	危険物の規制に関する政令
根拠条項	第35条第1項
許認可等の種類	危険物取扱者免状の再交付
法令の定め	第35条 免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、当該免状の交付又は書換えをした都道府県知事にその再交付を申請することができる。
審査基準	次に示す事項を満足する場合に危険物取扱者免状の再交付をする。 1 再交付を受けようとする危険物取扱者免状が、北海道知事が交付又は書換えをした免状であること。 2 再交付を受けようとする申請者が、当該危険物取扱者免状の交付を受けた者であること。 3 再交付を受けようとする理由が、危険物取扱者免状の亡失、滅失、汚損又は破損によること。
標準処理期間	総期間 8 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号：011-204-5009(直通))
申請先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部 (電話番号：011-205-5371)
問い合わせ先	(一財) 消防試験研究センター北海道支部 (電話番号：011-205-5371)
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	災害対策基本法施行令								
根拠条項	第33条第1項								
許認可等の種類	緊急通行車両の確認								
法令の定め	第33条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする								
審査基準	緊急通行車両等の確認事務処理要領による								
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>2日・丹(注:休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月()</td> </tr> </table>	総期間	2日・丹(注:休日は含まない。)	経由機関	日・月()	協議機関	日・月()	処分機関	日・月()
総期間	2日・丹(注:休日は含まない。)								
経由機関	日・月()								
協議機関	日・月()								
処分機関	日・月()								
処分担当課	総務部危機対策局危機対策防災グループ (電話番号:011-204-5008(直通)) 各総合振興局・振興局地域政策部地域政策課								
申請先	総務部危機対策局危機対策課防災グループ (電話番号:011-204-5008(直通)) 各総合振興局・振興局地域政策部地域政策課								
問い合わせ先	総務部危機対策局危機対策課防災グループ (電話番号:011-204-5008(直通))								
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm								

緊急通行車両等の確認事務処理要領

災害対策基本法施行令第33条に基づいて、北海道知事が行う緊急通行車両の確認手続は、次により行うものとする。

1 緊急通行車両等の要件

災害対策基本法施行令第32条の2第2号に定める災害応急対策のための緊急通行車両等として確認する車両は、次に掲げるいずれかの業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の確認手続

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行うこととされているが、道における確認手続は次のとおりとする。

(1) 申請受理

緊急通行車両の申請は、別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により申請者から受理するものとする。

(2) 確認事務及び交付決定

(1)の申請を受理した場合は、速やか(原則2日以内)に当該関係車両が1に掲げる緊急通行車両等に該当するか審査確認し、必要と認めたときは交付の決定を行うものとする。

(3) 確認証明書及び標章の交付

(2)の交付決定を行ったときは、申請者に対し別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」に必要事項を記載し交付するものとする。

なお、併せて申請者に別紙様式4「緊急通行車両確認証明書の交付について」を配布し、その使用方法等について説明を行うものとする。

3 標章等の整理

確認証明書及び標章等の交付状況を明らかにするため、別紙様式5「緊急通行車両確認証明書交付台帳」を備え、その整理をしなければならない。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第19条の2第4項
許認可等の種類	広域共同防災組織の設置(変更)
法令の定め	<p>第19条の2</p> <p>4 第1項の特定事業所を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規定その他の事項を都道府県知事(当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。</p>
審査基準	<p>① 石油コンビナート等災害防止法施行令第22条の規定に基づき広域共同防災組織の構成特定事業所が政令区域内にあること。</p> <p>② 石油コンビナート等災害防止法施行令第23条及び第24条の規定に基づき、防災要員、大容量泡放水砲、泡消火薬剤、防災資機材の数量等が基準に適合に適合していること。</p> <p>③ 広域共同防災規定について石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等の省令第30条第1項各号及び第30条第2項の規定に基づく事項が定められていること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 8日・丹(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	石油コンビナート等災害防止法施行令		
根拠条項	第37条第1項		
許認可等の種類	事業者負担金の共同納付の承認		
法令の定め	第37条 地方公共団体の長は、法第33条第1項の緑地等の設置に関する計画を作成した場合において、法第34条第1項の規定により緑地等の設置に要する費用を負担させる第一種事業者の全部又は一部から当該各第一種事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、同条第3項の規定にかかわらず、当該各第一種事業者に係る事業者負担金（同条第2項に規定する事業者負担金をいう。以下この条において同じ。）の額を定めないことができる。		
審査基準	未設定口 理由：過去に承認申請の事例がなく、当面申請が見込まれないため。 なお、同様の理由により標準処理期間も設定していない。		
標準処理期間	総期間	日・月（注：休日は含まない。）	
	経由機関	日・月（	）
	協議機関	日・月（	）
	処分機関	日・月（	）
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ（電話番号：011-204-5009(直通)）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsudoku.htm		